

富士市

「食」の自立支援

対象者

65歳以上の高齢者の方のみ(ひとり暮らしを含む)で生活をしていて、要介護認定において「要介護」あるいは「要支援」と認定された方、または「事業対象者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)」と認定された方で、低栄養状態の方のうち日常的にみまもりが必要な方(65歳未満の人と同居している方や、隣接地に65歳未満の親族がいる方は、対象外となります。)

☀ サービスの内容

- 食事を利用者に直接手渡し、声掛けによる安否確認を行います。
- 体の状況に応じて週1回から5回、1食350円でお届けします。
(令和7年10月より1食380円に料金改定を行います)
- 配達するお弁当は、ご飯とおかずをセットでお届けします。

☀ 申請に必要なもの

- 申請書 ● ケアプランの写し(新規申請時及び更新時(例外あり))

☀ 利用について

- 高齢者支援課に、申請書を提出してください。
(お近くの地域包括支援センター、高齢者地域支援窓口、または居宅介護支援事業所にご相談ください)
- 事業者により、配達地域や曜日が異なります。裏面の表をご覧ください。
- 他の食事の提供を受けるサービス利用日は配食できません。
- 一日の配食数は1食になります。昼食・夕食の併用はできません。
- 中止の連絡がない場合も、利用料(350円/10月以降380円)が発生します。



お問い合わせ

富士市役所(市庁舎4階北側) 高齢者支援課 電話:55-2741

富士市『食』の自立支援 配食事業者一覧

2025.4.1現在

事業名称	事業所所在地	電話	FAX	エリア	曜日	配食時間		集金方法	治療食等の扱い 内容や特色	キャンセル 連絡期限	自費 配食 対応 可否
						昼	夕				
宅配クック123富士店	岩本99-1 静岡市清水区 静香園ビル1F東	64-7855	64-7865	全域 (北部エリアの一部要相談)	月～日	9時15分～12時	13時～17時	×	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日17時	○
あいあいヘルプ サービス	静岡市清水区 浦原1-3-5	054-385- 0089	054-385- 0090	旧富士川 (中之郷、岩淵地域周辺)	月～日	10時～12時	14時～16時半	×	なし	前日17時	○
仕出しおがわ	今泉2527-2	52-3621	52-3628	全域 (一部対象外の地域あり)	月～土 (祭日を除く)	10時～12時	16時～18時	×	低塩分・低カロリー食など個別相談可	昼食:当日朝9時 夕食:当日正午	○
まごころ弁当 富士吉原店	中央町3-5-21	55-3110	55-3111	東:船津 西:久沢 南:元吉原 北:大淵(他地区要相談)	月～日	8時～11時半	13時～17時	×	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日16時	○
まごころ弁当 駿河湾店	松岡1623-2 松岡ビル102	88-0413	88-0556	全域 (一部対象外の地域あり)	月～日	9時～12時半	13時50分～18時	×	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日18時	○
お弁当つむぎ	天間900-10 金森テナント1F東	32-6288	32-6289	北部・鷹岡・吉原西部・富士 北部圏域(除:富士見台)	月～日	9時～12時	14時～18時	×	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日18時	○
(株)むらさき	静岡市清水区 北脇新田197	054-349- 0666	054-349- 0678	全域	月～金	-	13時半～17時半	×	なし	一週間前	○
デイサービスセンター みもさ	岩本133-1	62-0363	66-0116	富士駅北・富士北 岩松・岩松北	月～土	11時～12時	-	×	治療食なし(お粥・刻み食相談可)	当日8時	○
加島の郷	水戸島本町7-8	65-1165	65-1155	富士南部圏域・富士駅北地 区旧国1以南	月・火・木・土	11時～12時	-	×	低塩分・刻み食	当日9時	×
ライフデリ 富士店	石坂281-3	30-6990	67-1136	全域	月～日	8時半～12時	13時～17時半	×	低塩分・低カロリー食	前日18時	○
まごころ弁当 大淵中野店	大淵2926-7	67-2464	67-2460	富士北部圏域	月～土	10時半～12時	15時半～17時	○	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日18時	○

※ 内容の変更は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

配食事業者の変更は、毎月20日までに変更申請をしていただければ、翌月から変更となります。

配食事業者変更、ケアマネ事業所、緊急連絡先の変更、住所変更、上限回数の変更には、利用申請書の再提出が必要になります。

(同一居宅内のケアマネの変更、上限回数内の回数変更、曜日の変更は電話連絡をお願いします。)

※ 自費での配食をご希望の方は、事業所に直接連絡のうえ契約してください。

※ 治療食等は、追加料金が発生することがありますので、事前に事業所にご確認ください。

※ 配食エリアについては、記載のエリアでも一部対象外となるエリアはあります。(詳しくは各店舗へお問い合わせください。)

※まとめて集金方法のうち、○は1週間ごとの集金、
◎は1か月ごとの集金となる事業所になります。